憲法をめぐる最近の情勢

安倍晋三内閣が成立して、ほぼ半年が経過しました。この間、安倍内閣はいかなる実績を残したでしょうか。昨年末の臨時国会において、教育基本法の改悪を強行で可決させました。また、防衛庁を防衛省に昇格させました。いずれも保守派にとっての長年の悲願を、内閣発足早々に達成したわけです。これらが将来の日本国民にもたらす影響には甚大なものがあります。教育基本法の改悪は、国家に忠誠を誓い、国家の遂行する戦争政策に唯々諾々と従う少国民を育成しようとするものです。安倍首相は、早くもこの方策を実行に移すため、教育再生会議の答申を受けて、教育３法案（教員免許法、地方教育行政法、学校教育法改正案）を通常国会に上程しようとしています。また、防衛省への昇格は、自衛隊の海外派遣を本来任務に格上げすることを目指したものです。これによって、自衛隊は「専守防衛」の建前すら逸脱し、名実ともに海外派兵型軍隊に転換することになりました。いずれも、憲法の枠から大きく踏み出すものであることは明らかです。

さらに、安倍首相は「自分の任期中に憲法を改正する」ことを公言した戦後初めての総理大臣です。今、憲法「改正」の前提となる国民投票法案の行方が政局の焦点となろうとしています。政権与党たる自公は、5 月 3 日の憲法記念日までに国民投票法を成立させることを目指し、今国会に法案を上程することを決めました。法案には、何がなんでも「改正」を通すための仕掛けが張り巡らされています。まず、国民投票が有効になる条件を課する最低投票率の制度がありません。もし投票率が 40%台であった場合、20%台の賛成で「改正」が成立することになります。また、「過半数」の基準も、有効投票の過半数と、緩やかに設定されています。さらに、公務員や教育関係者の運動を封じるなど、国民を目隠しにしたまましゃにむに「改正」にもっていこうとしているのです。見過ごせないのが、改憲原案を提案する「憲法審査会」を国会に常設するという国会法改定を盛り込んでいることです。これによって、法成立後ただちに改憲の議論がはじまることになります。また審査会は、「集団的自衛権」の解禁など、解釈改憲にお墨付きを与える場にもなりかねません。

これに対して、野党第一党の民主党の腰は定まっていません。本音は国民投票法案成立に前向きだが、近づく参院選挙を考えると対決姿勢を打ち出しておかなければならないということで、逡巡しているのだろうと思います。

しかしこのような永田町の動向は、国民の意向を反映しているでしょうか。安倍内閣の目指す方向が国民の意志とかけ離れていることは、最近の支持率の続落を見れば明らかでしょう。わたしたちは、このような危険な安倍内閣を一日も早く退陣させなければならないし、今後の闘い方によっては、それは充分

可能だと思うのです。